

令和2年11月20日

広川町長 渡邊 元喜 様

広川町総合計画審議会
会長 野村 泰也



広川町第4次総合計画（改訂版）について（答申）

令和2年2月6日付け元広政調第465号により本審議会に対して諮問があった広川町第4次総合計画（改訂版）について、広川町総合計画審議会規則第2条に基づき、下記のとおり答申する。

記

広川町第4次総合計画（改訂版）案について、本審議会において諮問に基づき慎重に審議を重ねてきたところであるが、基本構想、基本計画ともに原案の内容については概ね妥当なものと認められる。尚、審議の過程における意見を別紙のとおり付帯意見として付すので、その取扱いについて検討いただきたい。

また、本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、広く町民の理解と協力を求め、計画的な行財政運営を着実に実行し、設定目標の達成のため効率的・効果的な施策の実施に留意されたい。

広川町第4次総合計画（改訂版）審議会答申付帯意見書

1. 本計画の趣旨と内容をわかりやすく、広く町民に発信し、共有に努めること。また、本計画の推進にあたっては町民の参画、協働を積極的に進め、暮らしやすく、住み続けたいまちづくりに努めること。
2. 本審議会の審議過程で出された意見や、計画策定段階で寄せられた多くの町民の声を真摯に受けとめ、少しでも多くの意見を計画実施に反映すること。また、社会情勢が今後大きく変化していく中で、基本計画の見直しを行いながら的確な施策展開を図ること。
3. 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域の繋がり希薄化や地域の担い手不足が懸念される中、団体活動や地域コミュニティの維持、移住定住の促進による地域の活性化に向けた取組を重点的に推進すること。
4. 進行管理、効果検証を不断に行い、厳しさを増す行財政運営の中で本計画に掲げられている目標が効率的かつ着実に具現化するよう鋭意努力すること。